医政地発０９３０第2号
令和８年９月３０日

各都道府県衛生主管部（局）長　殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長
（　　公　　印　　省　　略　　）

外来機能報告等に関するガイドラインの改正について

外来機能報告等に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）については、「医療法施行令の一部を改正する政令等の施行について」（令和４年４月１日付け医政発0401第27号厚生労働省医政局長通知）及び「外来機能報告等に関するガイドラインの改正について」（令和５年９月29日付け医政地発0929第１号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）により周知していたところです。

今般、「医療法施行規則第三十条の三十三の十一第一項及び第三十条の三十三の十二の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法等の一部を改正する告示」（令和８年厚生労働省告示第367号）が令和８年９月30日付けで告示され、一部の規定が同日付けで適用されることに伴い、ガイドラインについて、本日付けで別添のとおり改正することとしましたので通知します。

貴職におかれては、内容について十分御了知の上、貴管内市区町村、関係団体及び関係機関等へ周知いただくとともに、その取扱いに遺漏なきようお願いします。